

# 母性健康管理指導事項連絡カードを改正します！ (令和3年7月1日適用)



## ▶▶母性健康管理措置とは

- 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

母性健康管理措置には、次のような措置があります。

- 妊娠中の通勤緩和
- 妊娠中の休憩に関する措置
- 妊娠中または出産後の症状等に関する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業等）
- また、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置（※）として、妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることが義務付けられる措置があります。  
(※適用期間は、令和2年5月7日から令和4年1月31日まで。)  
※なお、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等を、主治医等からの指導がなくても請求できます（労働基準法）。

## ▶▶母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）とは

- 事業主が、上記の母性健康管理措置を適切に講じるために、指導事項の内容が事業主に的確に伝達され、講ずべき措置の内容が明確にされることが最も大切です。このため、男女雇用機会均等法に基づく指針で、母性健康管理指導事項連絡カードの様式が定められています。

## ▶▶改正の趣旨・内容

- このたび、母健連絡カードの様式における措置が必要となる症状等に関する表現及び記載方法等について、以下の改正を行いました。
  - ・ 「症状等」について、現在の医学的知見を反映した表現の見直し（例：「切迫流産（妊娠22週未満）」等の疾患名を「腹部緊満感」等の症状名に変更）
  - ・ 医師等による記載欄を表裏2面から表面に集約
  - ・ 旧様式では特定の症状等に対して選択可能な標準措置が限定的であったが、症状に応じて必要な標準措置を選択しやすい形式に変更

## ▶▶改正後様式の適用について

- 改正後の新様式適用は令和3年7月1日ですが、旧様式で発行されたカードも有効ですので、記載された医師等の指導事項に基づき適切な措置を講じていただくことが事業主に義務づけられます。また、母健連絡カードは医師等の指導事項を分かりやすく伝えるためのツールとして利用を推奨するものですが、診断書や任意の様式による書面、または口頭による申し出でも、医師等の指導事項が伝えられた場合には、措置を講じていただくことが必要です。

事業主の皆さまも、妊娠中の労働者への配慮について主治医の意見が聞きたい時など、労働者に母健連絡カードを主治医に書いてもらうよう求めるなど、ご活用いただけます。